監督 処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	須ノ内建設株式会社
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市
許可番号	兵庫県知事(般-29)第212615号
許可を受けている建設業 の種類	土木工事業 とび・土工工事業、解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年7月16日
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第7号該当)

処分の内容

建設業法第29条第1項第2号に基づく建設業許可の取消し

処分の原因となった事実

須ノ内建設株式会社の代表取締役が刑法(詐欺罪)違反により懲役1年6月(執行猶予3年)の刑が確定し、その日から5年を経過しない。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。